

I 学校給食の概要

1 学校給食とは

(1) 学校給食のはじまり

わが国の学校給食は、明治22年(1889年)、山形県鶴岡市の私立忠愛小学校で、仏教慈善団体が貧困児童に対する就学奨励のために実施したのが初めてであるとされているが、国が学校給食に初めて関与したのは、昭和7年経済不況による就学困難児童救済のため、「学校給食実施の趣旨徹底方並びに学校給食臨時施設方法」に関する訓令により、国庫からの支出により学校給食を奨励したのを発端とする。その後、学校給食は、貧困児救済から、栄養不良児、身体虚弱児を対象とする保健施策的性格を強めたが、第2次世界大戦の深刻化とともに中止された。

(2) 学校給食法の制定

昭和21年12月には学童の体位向上と栄養教育の見地から、広く学校において適切な栄養給食を行うことは望ましいとして、貧困児童、虚弱児童等だけではなく、全児童を対象とし、その健全な育成を図ることを目的とした通達が出され、翌年1月からアジア救済連盟(LARA)の救援物資等により学校給食が再開された。この日を記念して学校給食週間(1月24日から30日まで)が設けられている。

ところが、昭和26年サンフランシスコ講和条約の調印により、アメリカからの贈与小麦粉が打ち切られたことに伴い、学校給食費が値上がりし、学校給食は中止の危機にさらされた。これに伴い、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開され、学校給食を法制化し、制度の安定を図る気運が急速に高まり、昭和29年に学校給食法が制定された。

この法律の目的は、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与することであり、義務教育諸学校における教育の目的を実現するための学校給食の目標を規定しており、学校給食が学校教育活動の一環であるという基本理念を明らかにした。

なお、勤労青年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することを目的に、昭和31年に夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律が制定された。

また、特別支援学校における教育の特殊性にかんがみ、特別支援学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、昭和32年に特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律が制定された。

(3) 教育課程への位置付け

昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂において、学校給食の教育課程における位置付けが明確にされた。平成元年の改訂では、特別活動の「学級活動」に位置付けられ、今日に至っている。

学校給食はこれらの規定に制度的に支えられ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ってきた。

2 学校給食の役割

(1) 栄養教諭制度の創設

中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」（平成14年9月）では、社会環境の変化などに伴う食に関する健康問題に対応するため、望ましい食習慣や栄養バランスのとれた食生活を形成する観点から、学校における食に関する指導の重要性が指摘され、「栄養教諭（仮称）」制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設を検討すべきことが提言された。また、中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」（平成16年1月20日）では、栄養教諭制度の創設を柱とする食に関する指導体制の整備方策について提言され、平成17年4月から栄養教諭制度が施行された。

栄養教諭の職務は、地場産物を活用した給食の献立作成とその給食を活用した食に関する指導の実施など、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行い、教育上の高い相乗効果をもたらすものとされている。

(2) 食育基本法の制定

食育基本法は、国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関しての基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める必要があるとして、平成17年7月に施行された。

食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。」とし、特に子どもに対する食育を重視している。また、子どもの食育における教育関係者の役割として、「子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割」、「食に関する体験活動と食育推進活動の実践」、「教育関係者等の責務」を規定している。

食育基本法に基づいて策定される食育推進基本計画（第1次平成18～22年度：第2次平成23～27年度：第3次平成28～令和2年度：第4次令和3～7年度）は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村の食育推進計画の基本となるものである。

【第4次食育推進基本計画】

2. 学校、保育所等における食育の推進

(2) 取り組むべき施策

（学校給食の充実）

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、引き続き、十分な給食の時間の確保及び指導内容の充実を図る。

また、各教科等の農林水産業や環境、健康等を含む食に関する指導と関連付けた活用がされるよう献立内容の充実を図るなど、学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育を効果的に推進する。

さらに、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒の理解を深め、感謝の心を育むよう、学校給食への地場産物活用に向けて、市町村が中心となり、食材需要に対応できる生産供給体制の構築などの供給者側の取組並びに地場産物の生産供給体制や地域の実情を踏まえた学校設置者及び学校等の取組の双方が重要であり、密接に連携・協働することが必要である。そのため、給食現場と生産現場の互いのニーズ

を調整する「地産地消コーディネーター」の養成や各地域への派遣など、生産側と学校側の連携・協働を推進するための取組を引き続き行い、多様な優良事例の普及の横展開を図る。

加えて、引き続き米飯給食を着実に実施するとともに、児童生徒が多様な食に触れる機会にも配慮する。また、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める給食の普及・定着等の取組を推進するとともに、児童生徒が世界の食文化等についても理解を深めることができるよう配慮する。

地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減されることにより、その輸送に係る二酸化炭素の排出量も抑制される等、環境負荷の低減にも寄与するものであり、SDGsの観点からも推進する。

加えて、学校給食の一層の充実を図るため、関係各省と連携しながら、全国学校給食週間に係る取組の充実を図る。

(3) 愛知県食育推進計画の策定

本県では、平成18年に「愛知県食育推進計画～あいち食育いきいきプラン～」(平成19～22年度)、平成23年に「第2次食育推進計画～あいち食育いきいきプラン2015～」(平成23～27年度)、平成28年に「第3次食育推進計画～あいち食育いきいきプラン2020～」(平成28年～令和2年度)、令和3年に「第4次食育推進計画～あいち食育いきいきプラン2025～」(令和3～7年度)を策定した。

「あいち食育いきいきプラン2025」では、これまでの取組を「継承」とともに、多様な主体同士の連携や新しい生活様式の実践、SDGs達成への貢献などを踏まえ、取組を「SHIN化」(新化・進化・深化・伸化)させ、食育の実践力を高めるとされている。具体的な目標は、「体」、「心」、「環境」、「支える」の食育の4本柱ごとに掲げられている。

「新化」…時代に合わせた変化

「S」…Sustainable(持続可能な)

「進化」…多様な発展

「H」…Healthy(健康な)

「深化」…質の向上

「I」…Interesting(興味深い)

「伸化」…横展開のつながり

「N」…Network(連携)

(4) 学習指導要領の改訂

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月)の中で、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の中の「健康・安全・食に関する資質・能力」として食に関する資質・能力の考え方が示された。

この中央教育審議会の提言を踏まえ、小学校及び中学校は平成29年7月、特別支援学校小学部・中学部は平成30年3月、高等学校は平成30年7月、特別支援学校高等部は平成31年2月に告示された学習指導要領総則に、「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に位置付けられ、小学校及び中学校では、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等が加えられた。

小学校及び中学校の学習指導要領解説総則編において、食に関する指導に当たっては、給食の時間を中心とした指導などを教科における指導と相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要であるとされている。

(5) 学校給食法

ア 法律の目的

学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。(第1条関係)

イ 学校給食の目標

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。(第2条関係)

ウ 学校給食実施基準

文部科学大臣は、学校給食の適切な実施のために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。(第8条関係)

エ 学校給食衛生管理基準

- ① 文部科学大臣は、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。
- ② 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、①の基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校の設置者若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。(第9条関係)

オ 学校給食を活用した食に関する指導

- ① 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- ② 栄養教諭が①の指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行い、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又

は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

- ③ 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、学校給食を活用した食に関する指導を行うよう努めるものとする。(第10条関係)

(6) 夜間課程を置く高等学校・特別支援学校の幼稚部及び高等部

夜間課程を置く高等学校における学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施については、学校給食法に規定する学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を準用することとする。

現在、学校給食は、「学校給食法」「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」に基づき実施されており、幼児児童生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容については学校給食実施基準（学校給食法第8条）、衛生管理については学校給食衛生管理基準（学校給食法第9条）に照らして適切に行うこととなっている。

3 学校給食の位置付け

第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第1章 総則

第1款 教育課程編成の原則

3 学校における体育・健康に関する指導を、児童^{※1}の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間^{※2}などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

注：上記【※1】【※2】の部分を、以下により読み替える。

<中学校学習指導要領>

※1 生徒

※2 保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間

<特別支援学校小学部、中学部、高等部学習指導要領>

※1 児童又は生徒

※2 小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動

<高等学校学習指導要領>

※1 生徒

※2 保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間

学級活動（小学校）

1 目標

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- エ 食育の観点から踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

学級活動（中学校）(2)エ オ

教育基本法

学校教育法

学校給食法

学習指導要領

教科

特別の教科
道徳

外国語活動（小学校）

総合的な学習の時間

特別活動

学級活動

児童会・生徒会活動

クラブ活動（小学校）

学校行事

第二十一条

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第6章 特別活動（小学校）第1目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

第5章 特別活動（中学校）第1目標